

【随意契約の一覧】

令和4年4月1日～令和4年9月5日

件名	発注所属	契約の相手方を選定した理由	業者名	契約金額(税込)	契約日	契約方法
1 三重下水処理場主ポンプ設備整備工事	上下水道局事業部 下水道施設課	本工事は、三重下水処理場に設置されているNo.1主ポンプ及びNo.2主ポンプの整備を行うものである。整備工事の対象であるポンプは㈱原製作所が設計と製作を行った特殊機械で、その品質管理基準及び技術情報は製品メーカー独自のものであり、製品メーカー以外の者に施工させた場合、整備後の性能保証を得ることができず、また、当該機器の運転並びに処理場の運営に著しい支障が生じる恐れがある。以上の理由から、右記業者と随意契約するもの。	所在地 福岡市博多区美野島一丁目2番8号(NTビル) 会社名 ㈱原製作所九州支社 代表者 支社長 太田 賢一	14,300,000	令和4年5月26日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
2 琴海中部クリーンセンター汚泥脱水機整備工事	上下水道局事業部 下水道施設課	本工事は、琴海中部クリーンセンターに設置されている汚泥脱水機の整備を行うものである。今回の整備対象である機器は㈱IHIが設計と製作を行い、㈱IHI回転機械エンジニアリングが吸収分割継承した特殊機械で、その品質管理基準及び技術情報は製品メーカー独自のものであり、製品メーカー以外の者に施工させた場合、整備後の機能保証を得ることができず、また、当該機器の運転並びに処理場の運営に著しい支障が生じる恐れがある。以上の理由から、右記業者と随意契約するもの。	所在地 福岡市南区清水四丁目4番34号 会社名 ㈱IHI回転機械エンジニアリング福岡事業所 代表者 事務所長 伊佐山 哲也	10,131,000	令和4年5月26日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
3 戸町3丁目敷地崩壊に伴う地質調査及び測量設計業務委託	中央総合事務所地域整備2課	降雨時に二次災害の恐れがあること、また、崩落箇所の状況から今後さらに被害が拡大する恐れもあることから、早急に対応する必要があり、競争入札の手続きをとっていたのでは対応が遅れ、市民の生活に多大な影響を及ぼすことから、2業者に見積依頼をした結果、右記業者と随意契約するもの。	所在地 長崎市川平町392-4 会社名 (株)高松設計コンサルタント 代表者 代表取締役社長 高松 隆介	9,240,000	令和4年5月26日	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
4 市道蚊焼町川原町1号線観測調査業務委託	南総合事務所地域整備課	令和4年1月に崩壊した市道蚊焼町川原町1号線の道路法面について、復旧工事を行うため「市道蚊焼町川原町1号線道路法面詳細設計業務委託」を施行し、地質調査及び法面詳細設計を行うよう予定していた。しかし、専門家(長崎大学教授)との協議を行った結果、地すべりの可能性を指摘され、追加で地すべりの調査・観測が必要となった。追加となった地すべり調査・観測業務が「市道蚊焼町川原町1号線道路法面詳細設計業務委託」のボーリング孔を利用して行うため一体で行う必要があること、また、現場に精通しており、現地踏査等の準備期間及び費用を削減することができることから、「市道蚊焼町川原町1号線道路法面詳細設計業務委託」を履行している右記業者と随意契約するもの。	所在地 長崎市平野町23番5号 会社名 (株)クロノ 代表者 代表取締役 川崎 昭雄	3,410,000	令和4年6月8日	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
5 三重下水処理場ベルト濃縮機整備工事	上下水道局事業部 下水道施設課	本工事で整備するベルト濃縮機は、既設の汚泥処理設備と密接不可分の関係にあるため、ベルト濃縮機の製造・設置業者である(株)クボタ以外の者に施工させた場合、既設の汚泥処理設備の使用に著しい支障が生ずるおそれがあるが、(株)クボタが製造・設置した製品の整備業務については、(株)クボタの上下水道技術工事部門として分社化した右記業者に移管されているため、右記業者と随意契約するもの。	所在地 福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目2番8号 会社名 クボタ環境エンジニアリング(株)九州支店 代表者 支店長 西森 正男	13,530,000	令和4年6月13日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
6 原爆犠牲者慰霊平和祈念式典式場設営工事	建築部建築課	本工事は平和祈念式典の式場設営工事を行うものである。本工事に關しては、過去2回、制限付一般競争入札を行ったが、いずれも不調となった。本工事はリハーサルが行われる令和4年8月7日の早朝までに式場設営を完成させる必要があり、通常の場合、下請契約や、材料発注・加工のため、1か月程度の準備期間を経たのち、7月14日には現場での作業を開始している状況である。2回の不調の結果、再度入札を実施する時間的余裕がないことから、過去に施工の実績がある業者と入札参加申請があった2業者に見積依頼をした結果、右記業者と随意契約するもの。	所在地 長崎市鳴見町90番地4 会社名 小宮建設株式会社 代表者 代表取締役 小宮 裕之	18,882,600	令和4年6月24日	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

7	手熊浄水場次亜注入設備ほかインバータ工事	上下水道局事業部 浄水課	本工事は、手熊浄水場に設置している次亜・PAC注入ポンプを自動制御運転するために設置されているインバータ装置を更新するものである。インバータ装置は、手熊浄水場の取水流量に応じて薬品の注入量を制御するために必要不可欠な機器であり、既設制御盤と密接不可分の関係であるため、同一製造業者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生じることから、本機器の製造業者であり、施工時及び施工後についても一元化した責任体制をとることができる唯一の業者である㈱日立製作所と業務移管契約を締結している右記業者と随意契約するもの。	所在地 長崎市神ノ島町1丁目331番92 会社名 株式会社九州日立長崎支社 代表者 支店長 渡辺 有希	11,550,000	令和4年6月30日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
8	中尾取水ポンプ場シーケンサ整備工事	上下水道局事業部 浄水課	本工事は、中尾取水ポンプ場の設備を自動制御運転するために構成しているシーケンサ装置を整備するものである。シーケンサ装置は、中尾取水ポンプ場用に独自に設計・製造された機器であり、設備の自動制御及び東長崎浄水場からの遠隔操作運転に必要な不可欠であり、既設設備と密接不可分の関係であるため、同一製造業者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずることから、本機器の製造業者であり、施工時及び施工後についても一元化した責任体制をとることができる唯一の業者である右記業者と随意契約するもの。	所在地 長崎市万才町4番15号 会社名 三菱電機株式会社長崎支店 代表者 支店長 結城 勇	34,980,000	令和4年7月5日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
9	中部茂里町第2雨水排水ポンプ場No.4種ポンプ整備工事	上下水道局事業部 下水道施設課	本工事は、中部茂里町第2雨水排水ポンプ場に設置されているNo.4主ポンプの整備を行うものである。整備工事の対象であるポンプは(株)クボタが設計・製作した特殊機械で、その品質管理基準および技術情報は製品メーカー独自のものである。製品メーカー以外の者に施工させた場合、整備後の性能保証を得ることができず、また、当該機器の運転並びに処理場の運営に著しい支障が生じる恐れがあるが、(株)クボタの上下水道技術工事部門として分社化した右記業者に移管されているため、右記業者と随意契約するもの。	所在地 福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目2番8号 会社名 クボタ環境エンジニアリング株式会社九州支店 代表者 支店長 西森 正男	80,850,000	令和4年7月11日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
10	新大工歩道橋修正設計業務委託	まちづくり部 都市計画課	令和2年度の設計をもとに発注している上部工(橋梁本体)と基礎工は一体的な構造物であり、構造計算も密接な関係性がある。再開発事業の開業時期が迫っている中、右記業者は、現場を熟知し上部工を含めて構造計算を実施しているため、右記業者が本業務を履行することで工期の短縮につながる。かつ、密接不可分な上部工と基礎工は契約不適合責任の範囲が不明確であり、一貫した設計が技術的に必要とされる業務のため、右記業者と随意契約するもの。	所在地 長崎市大黒町7-10 ワタナベビル 会社名 株式会社オオバ 長崎営業所 代表者 所長 中島 修	6,358,000	令和4年7月12日	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
11	水産センター甲殻類生産棟計装調温設備改修工事	建築部設備課	本工事は、水産センター甲殻類生産棟計装調温設備の一部である温度調節器、温度センサー、電動三方弁等の改修工事を実施するものである。改修部分と既存部分は密接不可分の関係にあり、製造業者以外の者に施工をさせた場合、当該設備の使用において著しい支障が生ずるおそれがあり、改修後における種苗生産業務の保証を得ることができないため、既設設備の製造業者であり、施工時及び施工後についても一元化した責任体制をとることができる唯一の業者である右記業者と随意契約するもの。	所在地 福岡県北九州市小倉北区浅野3丁目8番1号 会社名 アズビル株式会社アドバンスオートメーションカンパニー九州支社 代表者 支社長 福原 正晃	5,049,000	令和4年7月14日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

12	手熊浄水場機械脱 水機整備工事	上下水道局事業部 浄水課	本工事は、脱水機の重要な部品の1つであるろ布、ダイヤフラム等の部品を取り替える整備工事を行うものである。整備部品は既設の設備と密接不可分の関係にあり同一施工者以外の者に施工させた場合、既設設備等の使用に著しい支障が生じる恐れがある。整備対象である機械脱水機は、(株)石垣より設計・製造されたものであり、(株)石垣の製品のアフターメンテナンスについては(株)石垣から石垣メンテナンス(株)に移管されているが、長崎地区のアフターメンテナンスについては石垣メンテナンス(株)から右記業者に譲渡されているため、右記業者と随意契約するもの。	所在地 長崎市勝山町37番地 会社名 株式会社長崎インガキ 代表者 代表取締役社長 石垣 真	16,500,000	令和4年7月29日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
13	もみじ谷葬斎場電気 集塵装置(3、4号炉) 改修工事	建築部設備課	本工事は、火葬炉から排出される排ガスに含まれるばいじんを回収し、排ガス排出基準値以下に低減して大気中に放出するための設備の一部を改修するものである。今回改修する電気集塵機付属設備と既設電気集塵機は密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずるおそれがあり、整備後の性能保障を得ることができないため、既設電気集塵機を含む当該設備システムの設置及び保守点検業者であり、施工時及び施工後についても一元化した責任体制をとることができる唯一の業者である右記業者と随意契約するもの。	所在地 東京都中央区日本橋本町3丁目2番13号 会社名 高砂炉材工業(株) 代表者 代表取締役 高橋 一彰	52,580,000	令和4年8月10日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
14	長崎ロープウェイ主 電動機及び支索 シュー(山麓停留所・ 支柱)更新工事	建築部設備課	本工事は、長崎ロープウェイの機械設備の一部を整備するものである。今回更新対象の主電動機は客車を牽引し、山麓・山頂駅間を往復させるため、また支索シューは支索が円滑に摺動するための設備であり、既設の設備と本工事整備部分は密接不可分の関係にある。製造及び施工業者以外の者に施工させた場合、その使用に著しい支障が生ずるおそれがあるため、製造及び施工業者であり、施工時及び施工後についても一元化した責任体制をとることができる唯一の業者である右記業者と随意契約するもの。	所在地 滋賀県守山市勝部町471番5 会社名 安全索道(株) 代表者名 代表取締役社長 西川 正樹	38,500,000	令和4年9月5日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号